

整理番号	19-41	事務事業名	(障がいサービス事業)精神障がい者居宅生活支援事業	作成部署	保健福祉部福祉課	電話	内線812	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村弘志	課長職名	小西洋一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H14年度	根拠法令等	北広島市精神障害者等ホームヘルプ事業実施要綱、北広島市精神障害者短期入所事業実施要綱					
" 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	日常生活を営むのに支障のある精神障がい者が、安心して在宅生活を送るため事業開始。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	障害福祉	(第4節)
	施策	自立の支援	(第1施策)
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障がいを支給事由に年金を受給している者。	
	意図 (何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	日常生活に支障のある精神障がい者に対しホームヘルプを派遣し家事援助等のサービスを提供し住み慣れた家庭や地域での日常生活の支援を行う。また、家族の疾病など一時的に居宅での生活が困難となった場合、生活訓練施設で保護する。	
手段 (ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	ホームヘルプは、派遣申請に基づき決定し、市が委託契約する事業所から家事援助等のサービスを受ける。 短期入所についても申請に基づき決定し、委託契約する施設へ入所する。
		17年度	同上(なお、平成18年度からグループホーム実施。)

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				障がい者居宅生活支援事業(19-26)へ統合のため、事業費は統合先で計上。
	道支出金	1,436	1,583	3,131	
	地方債				
	その他特財		17	36	
	一般財源	1,132	1,159	1,043	
	合計	2,568	2,759	4,210	0
人件費 (概算)	人数(年間)	0.10	0.10	0.10	
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	900	900	900	0
総事業費 +		3,468	3,659	5,110	0

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	ホームヘルプ利用者数	5名	7名	7名	7名
	短期入所利用者数	実績なし	1名	3名	3名
	グループホーム利用者数				4名
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	ホームヘルプ利用延べ時間数	543.5時間	715時間	810時間	795時間
	短期入所延べ日数		5日	15日	15日
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	利用者1人当たりコスト	693,600円	457,375円	507,500円	
	(総事業費 ÷ 利用者数)				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	在宅の精神障がい者に対し家事援助等のサービスを提供することにより自立に向けた日常生活の支援が進み、また、生活訓練施設に一時的に入所することにより家族の負担軽減も図られることから、今後も必要は高い。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	障がい者が在宅で生活を継続していくための支援であり、公益性が高い。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	在宅の障がい者を支援するものであり、今後もニーズが高まるものと思われる。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	サービスを提供できる事業所に委託している。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	国の負担基準を準用している。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	在宅での生活を継続していくために有効な事業である。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	委託により実施しており効率は上がっている。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	在宅での自立した生活を継続するための事業として有効であり継続していく。 なお、法律の改正に伴い、18年度から本事業を「障がい者居宅生活支援事業(19-26)」へ統合する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり